



第1回WGにおける論点



1. 第1回WGにおける論点

- 昨年度実施した第4回WGと第3回検討会でいただいたご意見は、「支援証明書の記載要領等に反映すべきご意見」と、引き続き議論が必要な「検討すべき論点」に分かれる。その他、本運用を見据えて決めておくべき事項も含め、WGで検討したい事項は資料1にて整理したところ。
- 本日のWGでは、今年度の試行運用の概要をご確認いただきつつ、以下の論点についてご意見をいただきたい。

第1回WGの論点

- 1 支援証明書における環境省の証明範囲について（ロジックモデル確認の観点も含む）
- 2 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

- ✓ なお、増進法において、「生物多様性の増進」とは、生物の多様性の維持、回復及び創出（※）することを指し、新たに「回復」「創出」を目的とした活動計画の認定対象となる予定。
（「維持」は現況の自然共生サイト認定に近いものと想定）
- ✓ 支援証明書は、これまで「自然共生サイトへの支援」を対象としてきたため、「維持を目的とした活動への支援」には適用が容易であるが、新たに、「回復及び創出を目的とした活動への支援」も発行対象となるため、その点を踏まえた検討を行う。

※維持、回復、創出について

- ・維持：既に良好な生物多様性が存在する場の維持
- ・回復：過去に生物多様性が豊かであったが多様性が損失した場等の多様性の回復
- ・創出：生物多様性を欠いている場で自然環境を整備すること等による生物多様性の創出

2. 支援証明書における環境省の証明範囲について①

- 昨年度は、環境省が支援内容を証明することは意味があるとのご意見を頂いた一方で、「支援証明書で証明する範囲を明らかにする必要がある」、「ロジックモデルの有無の差異がわかりにくい」とご意見を頂いたことから、以下のとおり整理した。
- **ロジックモデルの作成は任意としていたが**、支援証明書による証明内容やその確認に係る事務手続き、ロジックモデルの意義等について再度整理したところ、本紙の他項目と同様に**必須項目として扱うことが妥当と考える**。次頁のとおりに整理した点について、ご意見をいただきたい。

支援証明書

認定された自然共生サイト/活動計画に対してその価値の維持・向上に繋がる支援をしたことを証明するもの。
申請者が自らの支援についてその根拠とともに提出し、その内容を環境省が確認することで、「証明」と整理する。

本紙 (証明範囲)

支援したサイト/活動計画の情報、支援内容、ロジックモデル等。
このうちロジックモデルは、自然共生サイト/活動計画に位置づけられたアウトカムにつながる支援であることをロジックで示すもの。

別紙 (証明外)

特記事項。「環境・社会への副次的効果」等の本紙に記載することができない内容を記載するための項目。

記載項目

記載事項

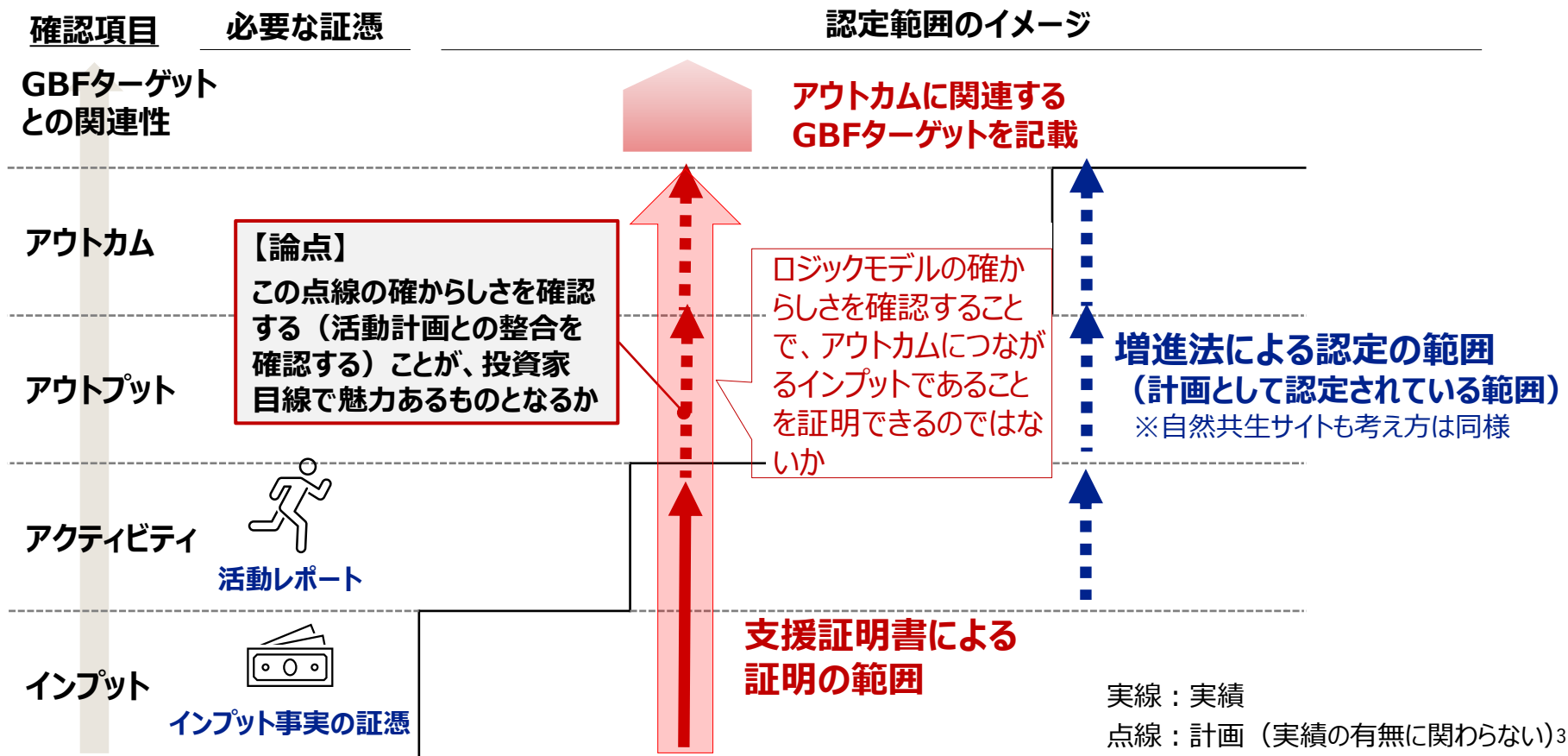
本紙	支援サイト情報	概要	・支援先の自然共生サイト/活動計画に関するサイト名称、所在地等の概要 ※ 活動計画の場合：維持、回復、創出のいずれを目的とするサイトか
		認定基準／目標	・自然共生サイトの場合：認定された基準を転記 ・活動計画の場合：認定された目標を転記
		認定内容	・自然共生サイトの場合：管理計画・モニタリング計画の内容 ・活動計画の場合：活動内容
	支援内容	インプット	(例) 金銭的支援：100万円寄付
		アクティビティ	(例) 外来種駆除：〇人日分
	支援期間		支援者及び被支援者間で合意した支援期間（予定もしくは実績）
	本支援証明書の有効期間		支援証明書の効力発行日から有効期限までの期間
別紙	ロジックモデル		インプット～アウトカム、GBFターゲットとの関連性を記載
	特記事項（任意）		✓ 支援によるアウトカム（自然共生サイト/活動計画で認定された活動に関連するもの以外） ✓ 本業との関連、支援者の知見 等

**支援証明書の
証明範囲**

**証明範囲
ではない**

2. 支援証明書における環境省の証明範囲について②【当面の運用】

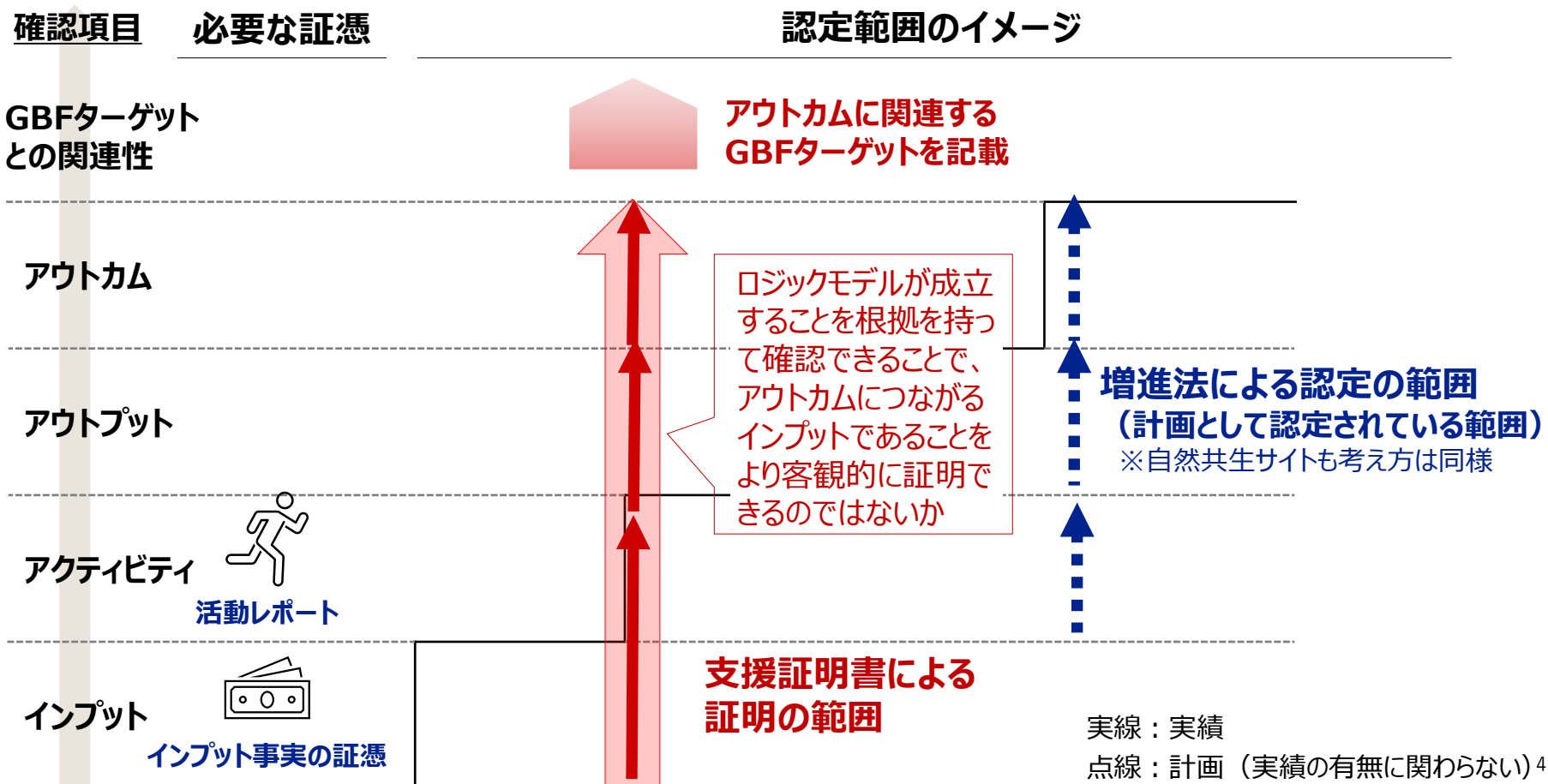
- 本紙による**支援内容の証明範囲**は、これまでの議論を踏まえ、① **インプットの事実** ② **アクティビティに活用されたこと**の**事実**と整理。
- 生物多様性増進活動促進法に基づく活動計画については、アウトプット・アウトカムを見据えた活動内容を記載することを見込んでいる。そのため、支援証明書においても、**上記①、②が当該活動計画に沿うものであることを確認することで、まだ支援に伴う実績が出ていない中であっても、インプットがアウトプット・アウトカムにつながることを確からしさのある程度担保できると考えている。**
- 活動主体は活動計画認定後もモニタリングを行うこととされており、**アウトプット・アウトカムの経過については当該結果を参照することで簡易的に把握することは可能**と考えている（支援証明書の更新、失効のルールについては次回検討）。

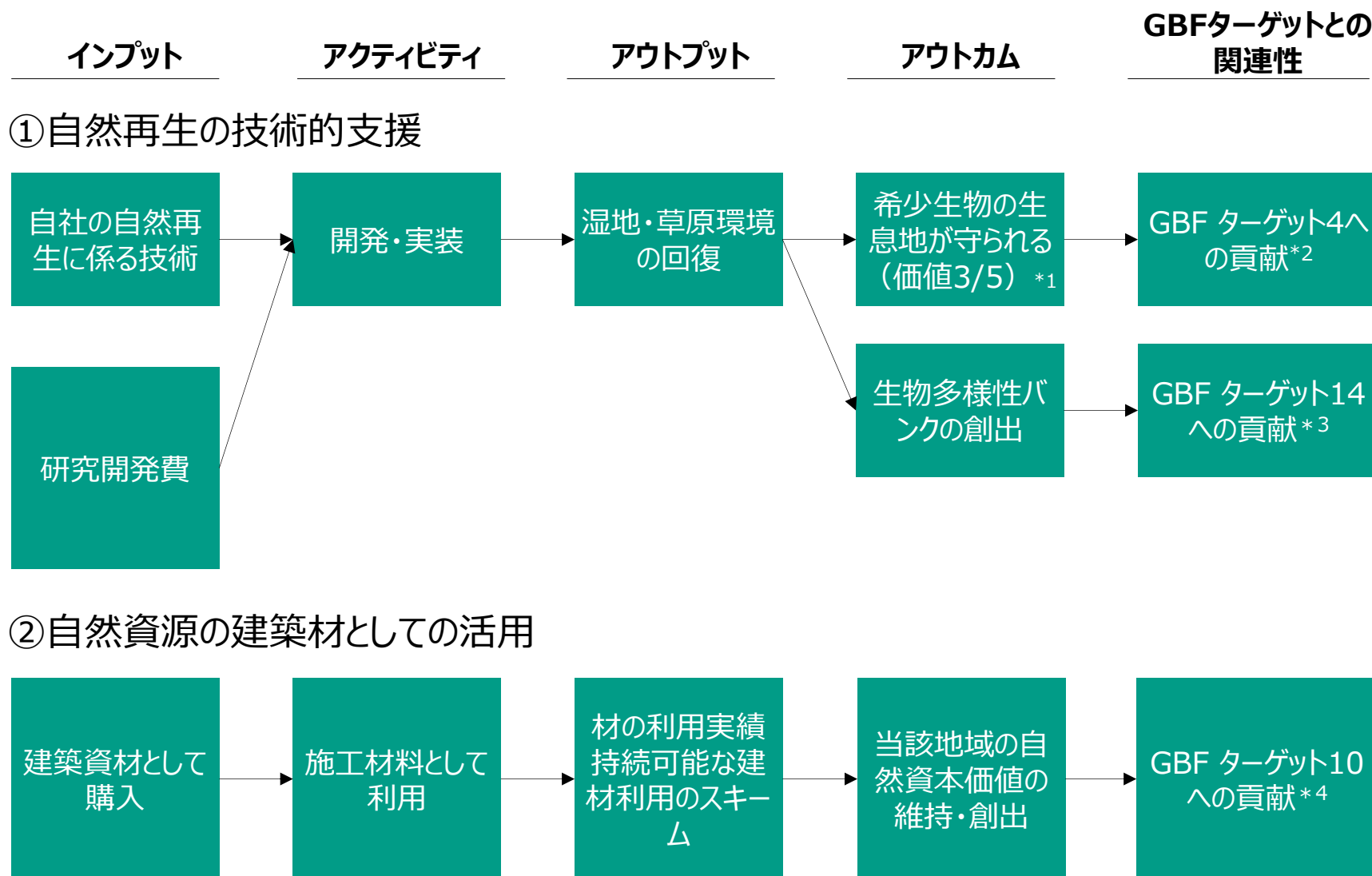


2. 支援証明書における環境省の証明範囲について③【今後の検討】

- なお、既に支援実績があるサイトなど、アウトプット・アウトカムの実績がある事例もあると想定している。それらについては、当面は、必要に応じて特記事項（証明の範囲外）に書いていただくこととする。
- 上記のような事例や増進法による認定制度の運用状況等を踏まえて、将来的には、支援証明書制度をより意義のあるものとする観点で、アウトプット・アウトカムの実績も含めて支援証明書の証明範囲とする可能性についても引き続き検討してまいりたい。

今後の検討イメージ





※昨年度、ロジックモデルについての詳細な記載要領を示していなかった中で、試行的マッチングにご協力いただいた支援者からご提出いただいたもの。

*1：自然共生サイト認定基準（価値3|二次的な自然環境/価値5|地域の伝統文化）

*2：絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、持続可能な管理の実践等

*3：生物多様性の価値を国民経済に統合する

*4：全保障に貢献し、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能及びサービスを含む自然の寄与を維持する 5

【参考事例：支援証明書（案）】 エックス都市研究所×相生市（一部抜粋） ①



インプット

アクティビティ

アウトプット

アウトカム①

アウトカム②

GBFとの関係性

自社の
環境保全に
係る予算

支援
(寄付)

定点カメラの
購入

干潟や海岸等
の沿岸域の
モニタリング

継続的な
モニタリングにより
沿岸域の生物相
が明らかになる

沿岸域の生物の
保全において
効果的な対策を
講じることができる

沿岸域に生息す
る生物の保全に
貢献する（価値
6、7、8）＊

GBF
ターゲット1、
2、4
への貢献

沿岸域保全事業
の妥当性の評価
ができる

自社の
環境保全に
係る予算

支援
(寄付)

水中および空
中ドローンの
購入

藻場、干潟
等、沿岸域の
モニタリング

継続的な
モニタリングにより
アマモの定着
度合い等が
明らかになる

CO2吸収量が
推定できる

気候変動への対
応

GBF
ターゲット8
への貢献

アマモ移植事業の
妥当性を評価で
きる

藻場の保全に
貢献する

GBF
ターゲット1、
2、4
への貢献

継続的な
モニタリングにより
干潟等沿岸域の
状況が明らかになる

干潟等沿岸域の
生物の生息地保
全において
効果的な対策を
講じることができる

干潟等沿岸域に
生息する生物の
保全に貢献する
（価値6、7、
8）＊

※昨年度、ロジックモデルについての詳細な記載要領を示していなかった中で、試行的マッチングにご協力いただいた支援者からご提出いただいたもの。

【参考事例：支援証明書（案）】 エックス都市研究所×相生市（一部抜粋）②



環境省

インプット

アクティビティ

アウトプット

アウトカム①

アウトカム②

GBFとの関係性

自社の
環境保全に
係る予算

支援
(寄付)

環境DNA調査

生物相が
明らかになる

自然共生サイトの認定エリアの拡大

GBF
ターゲット3
への貢献

希少種に対する効果的な保全対策を
講じることができる

GBF
ターゲット4
への貢献

自社の
環境保全に
係る技術

支援
(技術)

環境DNAに関する環境教育を
相生市の子ども
たちに提供

子どもたちの環境
に対する意識が
高まる

相生湾保全への
活動意識が高ま
る

GBF
ターゲット21
への貢献

自社の人材

支援
(人材①)

那波港の
海岸浸食対策
(砂の搬入)

沿岸域が
保全

干潟等沿岸域の生物の生息地が
守られる
(価値6、7、8) *

GBF
ターゲット1、2、
4
への貢献

植生が改善する

那波港海岸の
砂の流出が
防止される

GBF
ターゲット11
への貢献

※昨年度、ロジックモデルについての詳細な記載要領を示していなかった中で、試行的マッチングにご協力いただいた支援者からご提出いただいたもの。

3. 「企業版ふるさと納税」や「基金」などを経由した支援を発行対象とすることについて

- 自然共生サイトでの前例や地方公共団体等からの相談実績から、活動実施者への直接的な支援のみならず、「**企業版ふるさと納税**」や「**基金**」などを**経由した支援**も想定される。
 - インプットからアクティビティまでの資金の流れを証明することができれば発行対象として問題ないと思うが、より多くの支援を促進する観点で、この支援を支援証明書の発行対象とすることについてご意見をいただきたい。
- ※なお、これらのケースにおいては、複数のインプットが1つのアクティビティに活用される事例も想定されるが、現時点では、支援証明書はクレジットのような取引可能なものではないため、二重請求の問題は考慮しないこととしたい。

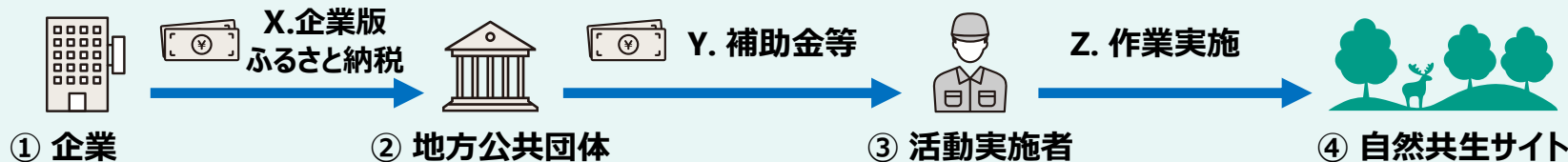
発行の条件

①	自然共生サイト又は活動計画に対する寄附である確認ができること
②	経路者がその寄附を受け取ったこと、そこから活動に支出し、活動に活用されたことの確認ができること

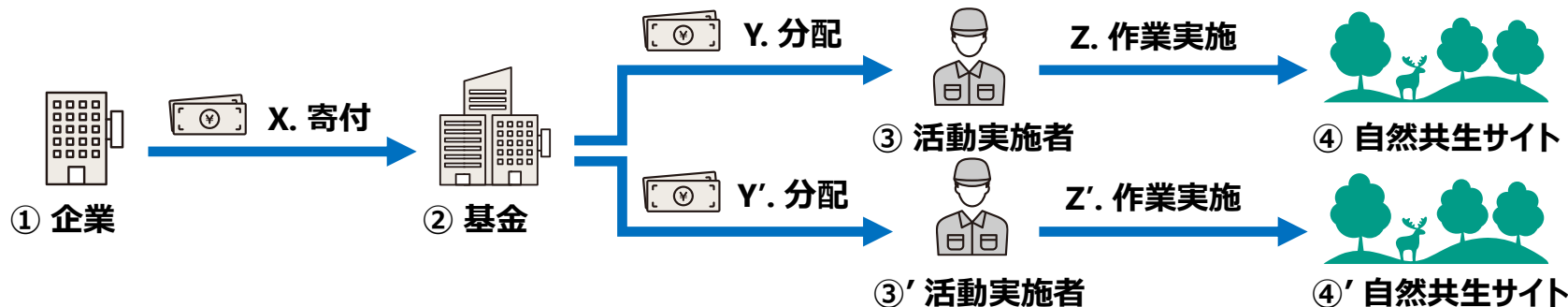
地方公共団体・基金に求める対応

寄付時点において寄付金の使途が自然共生サイトにおける活動に限定される旨の明記 等
・振込証明書等による資金の流れの証明 ・活動に活用されたことの確認ができる書類提出 等

具体例イメージ1 企業版ふるさと納税で地方公共団体へ寄付し、地方公共団体が補助金交付を行うパターン



具体例イメージ2 基金を活用して寄付を行うパターン



【参考事例】神戸の里山林・棚田・ため池（兵庫県神戸市）

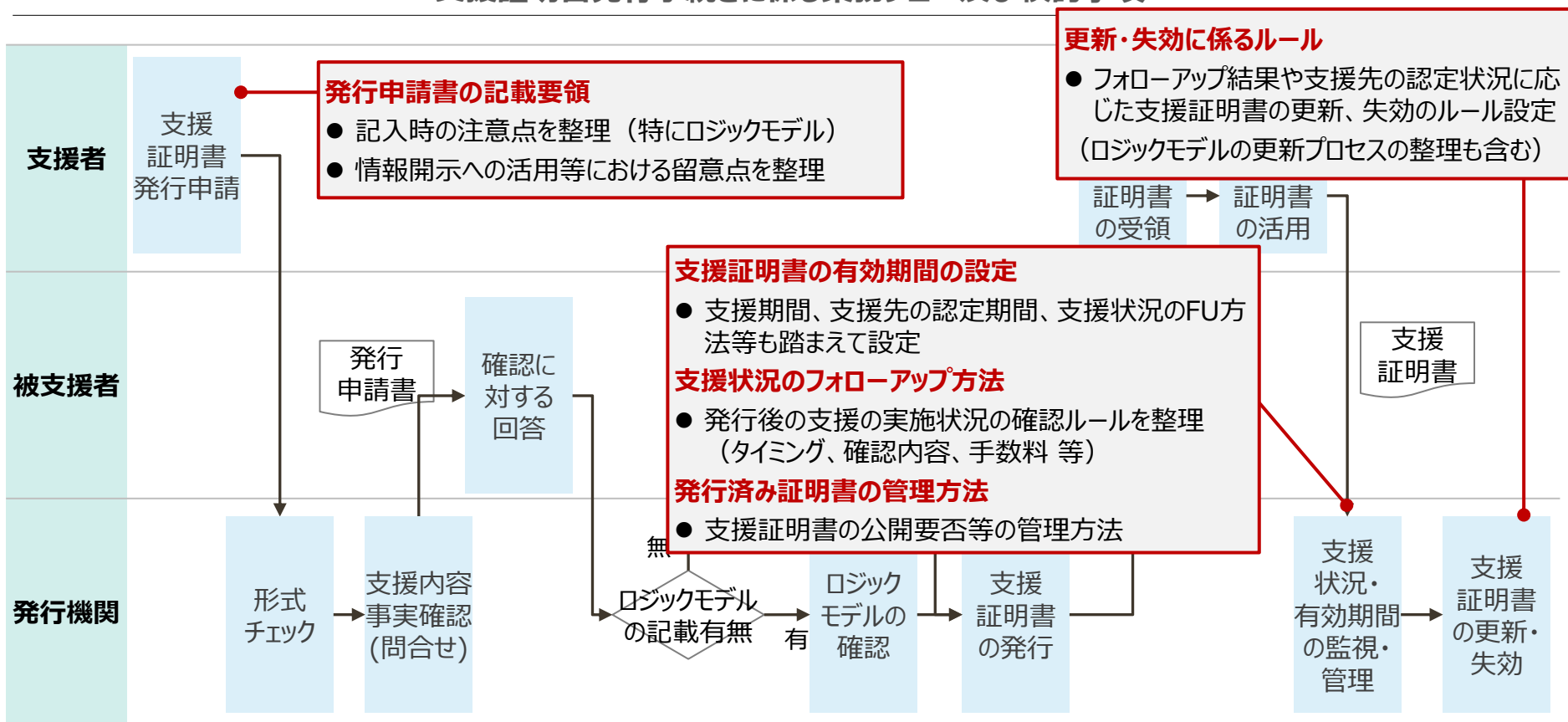


- ✓ 神戸市内の里地里山には、希少種、普通種ともに多種多様な動植物が生息・生育しており、市民団体、大学、行政といった多様な主体が連携しながら生物多様性の保全活動・生物調査を実施。
- ✓ 棚田・ため池における土地所有者による営農や、耕作放棄された場所での市民団体による草刈りなどの保全活動や農地への再生を実施。環境学習の場として活用し、市民が自然に触れる機会を創出。
- ✓ 神戸市の企業版ふるさと納税の寄附募集の対象事業としてもピックアップされている。

(参考) 支援証明書の運用 (次回WGで議論予定) に関する論点 (案)

- **赤字**で記載した検討事項が、次回WG (8/5 (月)) の議題である「支援証明書の運用」に関する主な論点として想定している事項。
- 次回WGでは、試行運用の開始に向けた運用面についてもご意見をいただく予定。

支援証明書発行手続きに係る業務フロー及び検討事項



凡例: → 業務の流れ

業務

書類

各業務における
検討事項